

事務事業評価シート(総括表)

事務事業	121	路上喫煙対策の推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	02	清潔で美しいまちづくり					
事業内容							
目的	「路上喫煙」の弊害に関する区民・来街者への啓発の促進とともに、区内主要駅周辺など路上喫煙現場での継続的なキャンペーンとパトロールによる指導を進め、秩序ある分煙により、「路上喫煙」をなくし、清潔で美しいまちづくりをめざします。						
対象・手段	街頭キャンペーンや路上喫煙禁止のパトロールの実施、事業所を通じた従業員への啓発活動、商店街等の協力によるPRなど、路上喫煙防止対策を推進します。						
成果(事業が意図する成果)							
分煙化を推進し、「路上喫煙」が減少することにより、清潔で美しいまちづくりを推進します。							
事業成果指標							
指標名	定義			目標水準			
「路上喫煙」に関する苦情の減少率	平成16年度からの区長へのはがきの件数の減少率 基準値 95件 目標値 70件 減少率 26.3%			(平成19年度) 年度に (26%) の水準達成			
「路上喫煙率」の減少率	条例施行前(平成17年6月)からの「路上喫煙率」の減少率 基準値 4.13% 目標値 1.0% 減少率 75.8%			(平成19年度) 年度に (76%) の水準達成			
事業者向け説明会の開催	参加事業者数 400社			() 年度に (400社) の水準達成			
成果の達成状況							
	単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1	%	0.00	26.30	26.30	26.30	平成19年度：路上喫煙関係の区長へのはがきは、60件でした。 基準値4.13%に対して0.83%、減少率は79.9%でした。 清掃事務所主催の廃棄物管理責任者講習会において説明を実施しました。
	実績 1	%	0.00	0.00	0.00	36.80	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	139.92	
	目標値 2	%	0.00	75.80	75.80	75.80	
	実績 2	%	0.00	56.70	71.70	79.90	
	= /	%	0.00	74.80	94.59	105.41	
	目標値 3	社	0.00	400.00	400.00	400.00	
	実績 3	社	0.00	176.00	279.00	235.00	
	= /	%	0.00	44.00	69.75	58.75	
事業の実施内容							
平成18年度	区内主要駅周辺等における「路上喫煙」禁止のキャンペーン・パトロール、町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のPR、企業・学校向け説明会、出張研修を実施しました。また、喫煙率調査を行い、事業の実施に反映させました。						
平成19年度	区内主要駅周辺等における「路上喫煙」禁止のキャンペーン・パトロール、町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のPR、企業・学校向け説明会、出張研修を実施しました。また、喫煙率調査を行い、事業の実施に反映させました。なお、夜間パトロールを実施するとともに夜間の喫煙率を把握するための調査も行いました。						

部名称		環境清掃部			課名称		生活環境課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	88,519	86,694	140,233		
	人件費	千円	0	16,676	16,560	16,520		
	事務費	千円	0	0	0	0		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	105,195	103,254	156,753		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	105,195	103,254	156,753		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	105,195	103,254	156,753		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	100.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.00	2.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>路上喫煙禁止については喫煙率調査結果からも理解は得られてきましたが、区内事業所・学校等に通勤・通学する人や来街者に対しても、路面標示やキャンペーンなどにより、さらに周知を重ねていくとともに、パトロールによる個別指導を継続的に実施していく必要があります。また、夜間・土日・休日における指導も今後拡大して取り組んでいく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	ポスター等での周知活動やパトロールなどの啓発活動により喫煙率調査上からも路上喫煙は減少しています。					
	実施の成果	3	PR・パトロールを徹底することにより、目標も達成し、路上喫煙は減少しています。					
	効率性	2	定期的に効果測定を行ない、評価・分析し、PR、パトロール委託や区民による啓発活動の実施方法を改善していくことで、効率性を向上させています。					
	行政の関与	3	意識啓発活動は区の責務であり関与は当然です。区民・事業者等は、区と協働して、区の実施する施策に協力することが求められます。					
	妥当性	3	区民に対する継続的な啓発活動が必要であるとともに、多くの来街者がある新宿区においてはパトロールなど個別指導が必要です。					
	施策寄与度	3	路上喫煙は着実に減少しており、清潔で美しいまちづくりに寄与しています。					
総合評価	<p>19年度評価をBとした理由は、業者委託によるキャンペーン・パトロール等を実施し、路上喫煙率が大幅に減少しましたことです。しかし、いまだに路上喫煙禁止について投書が60件寄せられている現状を考慮すると、今後も路上喫煙ゼロを目指した意識啓発をさらに推進し、受動喫煙やたばこの火による被害の無い快適なまちづくりを普及していく必要があります。</p> <p>また、過去3年間の実績ではBと評価します。その内容は路上喫煙率の減少である一方、駅周辺から離れた場所での路上喫煙が無くなっていないことです。</p>						B	
							過年度評価	
改革方針	<p>路上喫煙禁止のパトロール員による機動的な巡回指導を充実するとともに、土日・休日にもパトロール活動を行っていきます。また、地域団体との連携による路上喫煙対策協力員制度を活用し、区民との協働により路上喫煙率ゼロを目指します。</p> <p>また、19年度区長が指定する喫煙所を6箇所から7箇所としましたが、分煙の徹底のため、敷地管理者と協議のうえ、受動喫煙にならない場所での喫煙所の設置について更に取り組んでいきます。</p> <p>この事業は路上喫煙禁止の周知・徹底のため、第一次実行計画「53路上喫煙対策の推進」に引き継いで取り組んでいきます。</p>						4	
							方向性	
						拡大		